

告示

○総務省告示第九十一号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を次のように定める。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。

- 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務
- 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動(これらに協力するものを含む。)であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務

○総務省告示第九十二号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) 第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を次のとおり定める。

なお、平成十四年総務省告示第五百十四号(臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める件)及び令和二年総務省告示第五百十一号(電波法施行規則の規定により臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める告示)は、廃止する。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第三十四条の十の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作をその操作の資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合
 - 1 無線技術に対する理解と関心を深めることを目的として社団が臨時に開設するアマチュア局
 - (一) 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作(モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)の範囲内であること。
 - (二) 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。
 - 2 国際宇宙基地に開設されたアマチュア局と通信を行うことによつて科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として社団が臨時に開設するアマチュア局
 - (一) 当該アマチュア局は、アメリカ航空宇宙局が承認した組織により当該通信に係る日時等が割り当てられており、当該通信を行うことに関して教育に資するものとして教育委員会等の後援、推薦等を受けていること。
 - (二) 当該操作を行う者は、学齢児童生徒(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)であること。
 - (三) 当該操作に立ち会う無線従事者は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士であること。
 - (四) 当該操作に立ち会う無線従事者が行うことができる無線設備の操作(モジュール符号を送り、又は受ける無線電信の操作を除く。)の範囲内であること。
 - (五) 当該操作のうち、連絡の設定及び終了に関する通信操作については当該操作に立ち会う無線従事者が行うこと。
- 二 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてアマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮の下に、当該無線設備の操作を行う場合
 - 1 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として行われるものであること。
 - 2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団(立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校(4(三)に規定するものをいう。)に属する学齢児童生徒及び4(三)に掲げる者を構成員とするものに限る。)が開設するものであること。
 - 3 当該操作を行う者は、学齢児童生徒であること。